

# 大田区立羽田中学校いじめ防止基本方針

平成26年11月 大田区立羽田中学校

令和5年4月改正

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年「大田区いじめ防止対策推進条例」第12条の規定、条の規定、条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日 大田区教育委員会決定 最終改定 令和3年4月1日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立羽田中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

## 第1 羽田中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

## 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの内容は次のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

## 第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを

把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

### 1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

### 2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

### 3 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

### 4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

### 5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。また、そのための信頼関係の維持に努める。

## **第4 学校における取組**

### **1 学校基本方針の策定**

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

### **2 組織等の設置**

(1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、各学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。 → 当面は現在の運営委員会及び支援委員会

(2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当

該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (3) 学校いじめ対策組織は、児童・生徒及び保護者に対して、組織の存在及び活動を周知させるとともに事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- (4) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

### 3 学校における具体的な取組

本校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

#### (1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の対応力を向上する。
- ・ 関係機関と連携し、セーフティ教室等を通して、インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校通信・学年通信などを活用し、家庭との連携・協力を強化する。

#### (2) 早期発見

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員間で適切に共有する。
- ・ 保健室や相談室等の利用による相談体制を整備、周知し、いじめに関して相談しやすくする。
- ・ 生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。

#### (3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気

を持つ指導をする。

- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便り・学年便りの発行や保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、引き続き様子を注意深く観察する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・ 全教職員に、法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

#### **【重大事態の定義】**「いじめ防止対策推進法」28条より

(例示は、「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査着手することが必要である。